

所管部課	総務部防災安全課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市生活安全協議会規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市生活安全条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 本件規則において定める委員においては、その委員の選出区分として市議会議員及び市の職員が含まれていたが、これらの選出区分は地方自治法の趣旨に照らして不適當であることから、当該選出区分を削減するために規則を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容 生活安全協議会の委員のうち、東大和市議会議員及び東大和市の職員を削除する。(第3条第1項第12号及び第13号の削除)。</p> <p>(3) 施行日 令和5年5月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 地方自治法の趣旨に適合して協議会を運営することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年11月 附属機関等における議会選出委員の見直しについて (庁内通知)</p> <p>令和5年2月 文書課審査済み。</p> <p>令和5年2月 東大和市生活安全条例の一部を改正する条例の可決 (第1回定例会)</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。